

第五次羽村市地域福祉活動計画策定委員会（第1回）会議録

日時：平成30年7月10日（火）

午後7時00分～

会場：羽村市福祉センター大会議室

1. 開 会
2. 委嘱状の交付
3. 会長挨拶
4. 委員及び職員の紹介(資料1)
5. 委員会の所掌事項等(資料2)
6. 委員長及び副委員長の選任
7. 諮 問(資料3)
8. 議 事
 - (1) 委員会の傍聴及び会議録の公開等について(資料4-1、4-2)
 - (2) 「地域福祉活動計画」と「地域福祉計画」の関係等について(資料5-1)
 - (3) 羽村市の地域福祉をめぐる状況と地域の抱える課題(資料5-2)
 - (4) 地域福祉活動計画策定における市民ニーズの把握方法について(資料6)
 - (5) 委員会の日程について(資料7)
9. その他

配付資料

- ・ 第五次羽村市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿 (資料1)
- ・ 第五次羽村市地域福祉活動計画策定委員会要綱 (資料2)
- ・ 諮問書(写) (資料3)
- ・ 第五次羽村市地域福祉活動計画策定委員会の傍聴に関する定め(試案) (資料4-1)
- ・ 第五次羽村市地域福祉活動計画策定委員会の会議録の作成及び公表に関する定め(試案) (資料4-2)
- ・ 「地域福祉活動計画」と「地域活動計画」の関係 (資料5-1)
- ・ 羽村市の地域福祉をめぐる状況と地域の抱える課題 (資料5-2)
- ・ 地域福祉活動計画策定における市民ニーズの把握方法について (資料6)
- ・ 第五次羽村市地域福祉活動計画策定委員会日程(案) (資料7)

(別冊)

- ・ 第四次羽村市地域福祉活動計画(羽村市社協策定、平成26年度～平成30年度)
- ・ 第五次羽村市地域福祉計画(羽村市策定、平成30年度～平成35(2023)年度)
- ・ 地域福祉に関するアンケート調査報告書(平成29年3月羽村市調査)
- ・ 羽村市社会福祉協議会 2018 社協ガイドブック

出席者（敬称略）

○委員

川村孝俊、多田尚子、小林あや子、根岸徹、武藤清美、伊藤保久、足立正治、田口尚子、小林啓子、愛甲慎二、栗原悦男、川津紘順、阿部知宏

欠席：和田豊、塩田篤

○事務局

加瀬会長、雨倉事務局長、小山総務課長、中野障害者支援課長、村井地域福祉係主査、中根総務係長、下田主任、相内主事

○コンサル

(株)サーベイリサーチセンター 板倉

1. 開会

事務局・・・皆さん、こんばんは。7時からの定刻の前ですけれども、本日、予定されている皆さんご出席されておりますので、ただ今から第1回羽村市地域福祉活動計画策定委員会を開会したいと思います。

2. 委嘱状の交付

事務局・・・本日はお忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。それでは、最初に、当協議会の加瀬会長から委員の皆様にご委嘱状の交付をお願いしたいと思います。恐れ入りますが交付の際はご起立をお願いしたいと思います。名簿順にお名前を呼ばさせていただきます。

（会長より委員へ委嘱状を交付）

事務局・・・ありがとうございました。以上で委嘱状の交付を終えさせていただきます。

3. 会長挨拶

事務局・・・続きまして、それではここで加瀬会長からご挨拶を申し上げます。

加瀬会長・・・改めまして、こんばんは。社協の加瀬と申します。よろしくお願ひいたします。今日は第1回目の第五次羽村市地域福祉活動計画策定委員会ということで、お暑い中お集まりをいただきまして、大変にありがとうございます。社協のこれからの6年間の活動計画、基本的な方向性をしっかりと決めていただくための委員会ということでございます。そのご答申に基づいて、社協としては、理事会、評議委員会を経て実行に移

していこうということでございますので、大切な委員会でございます。社協にとっては本当に礎になるものでございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。ただ、この半年間の間に、予定としては5回委員会を開いていただき、いろいろとお決めいただくということですが、それが数として多いのか少ないのか、いろいろなお意見があろうかと思ひますけれども、決まらなければ6回ということになる可能性もあるかなというふうに思ひますが、いずれにしてもこの答申を元に我々は6年間を進めていこうということでございますので、今、羽村市の皆さんの社協に対するいろいろなお要望と申しましようか、そういうものが多岐にわたって、それから多様化しているという中で、どういうふうに対応していこうかと、社協としては、それも大きな問題の1つだと思ひます。個々の要望に対して1つ1つきちんと答えていけばこれが理想だと思ひますけれども、そうすると本当に職員の数も膨大になってしまいます。それに伴って予算も大きなものになる。なかなかその予算が付かないだろうなというふうに思われますし、スペース的にもこの福祉センターのなかではとてもやっ
ていけない、そこをどういうふうに折り合いをつけていくのかということですね。今もう既に1つの大きな枠を決めて、その中でいろいろな要望を、1つの色を持ったものはここだ、こっちはこっちだ、ということで、1つ1つには対応し切れませんが、そういうふうな束ねた中で事業をしているというような具合であります。そういうことも含めて、皆様のお知恵を借りて、ご答申をいただければありがたいというふうに思っておりますので、約半年の間、大変だとは思ひますけれども、どうぞよろしくお願ひをいたします。

事務局・・・ありがとうございました。

4. 委員及び職員の紹介

事務局・・・それでは次に、次第でいきますと「4. 委員及び職員の紹介」ですが、委員の皆様におかれましては、大変恐縮ですが、自己紹介をお願いしたいと存じます。それでは資料1としてお配りしております委員名簿の順をお願いしたいと思います。

(委員及び事務局職員の自己紹介)

5. 委員会の所掌事項等

事務局・・・それでは次に、5の「委員会の所掌事項等」につきまして事務局からご説明させていただきます。

事務局・・・それでは次第の5、委員会の所掌事項につきまして説明をいたします。お手元に配付

してございます資料2の第五次羽村市地域福祉活動計画策定委員会要綱をご覧ください。所掌事項につきましては、この要綱第二条に「委員会は、協議会会長の諮問に応じ、地域福祉活動計画の策定に関し必要な事項を調査及び審議をし、会長に答申する。」と定められております。第3条に定める委員でございますが、ここに記載の11の選出分野の皆様15名で組織させていただいております。第4条に委員の任期が定められておまして、会長への答申の日をもって終了するものでございます。第5条は、委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出することを定めております。第6条は、委員会の会議についての定めでありまして、第7条は意見等の聴取について、裏面にまいりまして第8条は会長への報告について、第9条は委員の規定を定めております。以上をもちまして委員会の所掌事項等につきましての説明とさせていただきます。

6. 委員長及び副委員長の選任

事務局・・・続きまして、次第の6「委員長及び副委員長の選任」でございますが、まだ委員長副委員長が選出されておられませんので、僭越ですが、この件につきましては事務局において進行をさせていただきたいと存じます。

事務局長・・・それでは委員長及び副委員長の選任についてご説明させていただきます。先ほどの委員会要綱、資料2でございますが、説明にもありましたように、第5条の規定により委員長及び副委員長は委員の皆様の互選により定めることとされております。選出につきましては、委員長、副委員長それぞれ1名を選出したいと存じますが、委員の皆様から自薦、他薦等ございますでしょうか、よろしくお願ひいたします。

委員・・・地域福祉の活動計画という観点から、福祉の分野に幅広く造詣の深い方をということから、羽村市の高齢者福祉計画審議会の会長を務められました川村委員が委員長に適任かと思いますが、いかがでしょうか。また、委員名簿には知識経験者ということになっておりますが、市町村の社会福祉協議会とは関係の深い東京都社会福祉協議会の多田委員を副委員長にお願いしてはいかがでしょうか。

事務局長・・・その他にご推薦等ございますでしょうか。よろしいですか。

委員・・・はい。

事務局長・・・それでは他に推薦等ありませんので、それでは、委員長に川村孝俊委員を、副委員長に多田尚子委員をご推薦いただきましたが、皆様この案にご異議はございませんでしょうか。

委員・・・異議なし。

事務局長・・・ありがとうございます。それでは異議なしということで、川村委員及び多田委員に委員長、副委員長をお願いしたいと思います。それでは川村委員長、多田副委員長、委員長席と副委員長席へ移動をお願いいたします。

(席を移動)

委員長・・・よろしくお願いいいたします。

副委員長・・・よろしくお願いいいたします。

事務局・・・ありがとうございました。それでは早速ですが、ご就任いただいた川村委員長、多田副委員長からご挨拶を賜りたいと思います。川村委員長からお願いいいたします。

委員長・・・改めまして、川村と申します。ただ今委員長ということで拝命をいたしました。すごい重責を今感じておりますけれども、今回の委員の皆様は、それこそ本当に地域ですっと長く活動されていらっしゃる方ばかりですので、皆さんからの意見をいろいろいただきながら、会として少しまとめていきたいというふうに思っております。それを答申というかたちでまとめて上げて社協の今後には是非とも生かしていきたいなというふうに思いますので、皆さんのご協力をよろしくお願いいいたします。

副委員長・・・東京都社会福祉協議会の多田です。ちょっとお役に立てるかどうかわからないのですが、委員長を補佐して少しでも皆さまのお役に立てればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

事務局・・・どうもありがとうございました。これから委員長、副委員長ということでよろしくお願いいいたします。

7. 諮問

事務局・・・それでは次に、7番の諮問をさせていただきたいと存じます。会長から委員長、副委員長に諮問をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。

加瀬会長・・・第五次羽村市地域福祉活動計画策定委員会委員長、川村孝俊様。社会福祉法人羽村市社会福祉協議会会長、加瀬哲夫。第五次羽村市地域福祉活動計画の策定について。第五次羽村市地域福祉活動計画の策定にあたり、第五次羽村市地域福祉活動計画策定委員会要綱第2条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。どうぞよろしくお願いいいたします。

事務局・・・ありがとうございました。皆様のお席には資料3としてお配りしてございますが、ただ今諮問いたしました諮問書の原本の写しを後ほどお配りしたいと思います。それではここで5分ほど休憩をとりたいと思います。再開は7時25分としたいと思います。なお、恐縮ではございますが、加瀬会長につきましてはここで退席をさせていただきます。

加瀬会長・・・では、どうぞよろしくお願いいいたします。

(5分休憩)

8. 議事

事務局・・・それでは会を再開させていただきます。これからの議事進行につきましては、策定委員会要綱第6条の規定により、会議は委員長が議長になると定められておりますことから川村委員長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

委員長・・・はい、それでは委員長ということで、会を進めていきたいと思っております。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。それでは「8. 議事」となっておりますので、議事を順番に進めていきたいと思っております。

(1) 委員会の傍聴及び会議録の公開等について

委員長・・・まず(1)ですね。「委員会の傍聴及び会議録の公開等について」ということで、事務局より説明をお願いいたします。

事務局・・・委員会の傍聴及び会議録の公開等につきましてご説明させていただきます。それでは資料4-1をご覧ください。本策定委員会でございますが、様々な分野から委員の選出をいただいておりますが、本委員会の審議内容に関心のある方もいるかと思っております。このことから本委員会の傍聴及び会議録の公開等の取り扱いについて、この委員会でご協議をいただきたいと思います。なお、この傍聴に関する定め等につきましては一般的な案をお示ししておりますので、試案を叩き台にご検討をお願いしたいと存じます。最初に委員会の傍聴に関する定めでございますが、まず第2条は、会場の都合から傍聴の定員を10名以内とし、第3条では、傍聴の事前周知をホームページ等で市民に周知するという規定でございます。第4条は、傍聴の手続きを、第5条は傍聴席の指定を、第6条は会議場への入場制限を、第7条は傍聴人の遵守事項を定めております。この遵守事項は裏面の第8号までとなっております。次に、第8条は撮影、録音等の禁止、第9条では違反者に対する措置、第10条は委任の規定を定めるものでございます。次に、附則でございますが、この定めは、委員会で決定した日から施行し、委員会の答申があった日をもってその効力を失うこととするものです。その次の様式は傍聴受付簿の案でございます。次に資料4-2をご覧ください。次に委員会の会議録の作成及び公表に関する定めにつきましてご説明をいたします。まず第2条ですが、会議録の作成について定めておきまして、裏面をご覧ください。裏面をご覧ください。この別記様式により会議録を作成させていただきたいと思っております。なお、会議経過につきましては、その下の留意事項に記載したとおり、発言者及び要約した発言内容を記録しようとするものでございます。なお、委員の皆様は個人名は表記せず、委員の氏名は特定できないこととしております。第3条にお戻りください。第3条では会議録の公表について定めるものでございまして、会議録は委員長の署名後委員の皆様へ送付することとし、第2項で事務局窓口及びホームページで公表するという規

定でございます。最後に附則でございますが、この定めは委員会で決定した日から施行し、委員会の答申があった日をもってその効力を失うとするものでございます。以上よろしくご協議をお願いいたします。

委員長・・・ありがとうございました。ただ今事務局からご説明をいただきましたけれども、皆さんの方からご質問、ご意見等いただければと思いますがいかがでしょうか。

(特になし)

委員長・・・特にご質問、ご意見がないようでしたら、事務局の説明の通り、委員会の傍聴及び会議録の公開について、この案の通りに決定ということによろしいでしょうか。

委員・・・はい。

委員長・・・それでは決定ということにさせていただければというふうに思います。ありがとうございます。

(2)「地域福祉活動計画」と「地域福祉計画」の関係等について

委員長・・・続きまして「(2) 地域福祉活動計画と地域福祉計画の関係等について」ということで、事務局から説明をお願いします。

事務局長・・・それでは、地域福祉活動計画と地域福祉計画の関係ということで資料の5-1ということで、両面刷りのものをお配りしております。これにつきまして簡単にご説明をさせていただきます。5-1、表の方なのですが、地域、これは町内会、自治会、校区、福祉区、地域福祉圏域、これの地域福祉課題、社会資源の状況、地域福祉推進の方向性ということで矢印が共有ということで下に向いております。左側に民間財源、右側に公的財源というふうになっておりまして、この民間財源の方、こちらの方が地域福祉活動計画、民間の活動計画ということ、それから右側が地域福祉計画、こちらは行政の施策計画ということになっています。下に矢印がありまして、民間相互の共同による実施、それから公民のパートナーシップというようなことでお示しをされております。申し訳ございませんが、そちらにお配りしてある冊子、第五次羽村市地域福祉計画というものを見ていただきまして、こちらの、4ページ、5ページをお開きいただきたいと存じます。こちらの第五次羽村市地域福祉計画でございますが、ここにありますように平成30年度から平成35年度、2023年度までの6年間の計画となっております。こちらは平成29年度に審議会を開きまして、30年度から6年間の計画を定めたものでございます。この4ページの地域福祉計画の位置付けというようなことであります。こちらの方は、そこにいくつか書いてありますが、社会福祉法107条に規定されている市町村地域福祉計画として策定しているものでございます。羽村市の長期総合計画の下位計画として策定しておりますということで、下の方に図があります。一番上に羽村市の長期総合計画がありまして、その下に羽村市地域福祉計画というようなことであります。そこにそれぞれの分野

ごとの計画がございまして、高齢者福祉計画、介護保険事業計画、障がい者計画、障がい福祉計画、今年度から新たに障がい児福祉計画、それから子ども子育て支援事業計画、健康面では健康増進計画健康羽村 21 というものがここに定められております。こちらの方は行政で定めている公的なものでございます。その右側の方に地域福祉活動計画、羽村市社会福祉協議会というようなことで、これから第五次の計画を定めるということでございます。ですから、行政と社協、これを連携してやっていくというようなことでございます。右の 5 ページの方にそれぞれあるのですが、第五次羽村市地域福祉計画の前の第四次計画は、25 年から 29 年ということで 5 年計画でありました。それが第五次につきましては 6 年度というような計画になっております。今まで市の行政の方で地域福祉計画を定めて、その 1 年後に社協の方で活動計画を、その地域福祉計画の内容を見て、1 年後に地域福祉活動計画を定めるといふかたちで行ってまいりました。それですが、今度、市の方で第五次が 6 年ということになります。今まで通り地域福祉活動計画を 5 年にしてしまいますと、同じ年に終わってしまうということで、市の福祉計画を見ないで同じに定めるといふことになりますので、今回の第五次からは福祉活動計画も 6 年にして、やはり 1 年遅れに定めるといふようなことにさせていただいております。6 年にしたといふのはその下にあります高齢者の福祉計画、それから介護保険事業計画、その下の障がい者の計画などが 3 年ずつ、3 年周期で終わってまいりまして、どこかで合わせようといふようなかたちで、地域福祉計画を 6 年にして、それぞれの最終年度が 35 年に終わって一斉に改正をしていこうといふようなことで、地域福祉計画を 6 年にしたといふような経緯がございまして、ですので活動計画の方も、今回第五次からは 6 年ということにさせていただきたいと思っております。それから、先ほどの資料 5-1 の裏面なのですが、こちらの方に、主に必要な地域福祉活動計画と地域福祉計画ということになります。この一番上ですと、根拠といふようなかたちで先ほど申し上げましたように地域福祉計画は行政が定めるもので、法的な根拠といえれば社会福祉法の第 6 条、先ほど申し上げました社会福祉法第 107 条、これも 107 条といふのは努力義務にはなっておりますがこういうところの根拠といふことで策定が進められております。地域福祉活動計画については特に法的根拠といふものはございません。強いていえばということで、社会福祉法の第 4 条がそれにあたるのかなといふようなこととございます。諸々、その下の方に内容を、理念、方向性、内容・福祉サービスの充実、そのようなところを書いてございますので、後ほどお目通しいただければと思っております。以上、簡単ですが地域福祉活動計画と地域福祉計画の関係についての説明とさせていただきます。

委員長・・・はい、ありがとうございました。ただ今、事務局からご説明いただきましたけれども、皆さんからご質問、ご意見いかがでしょうか。

(特になし)

委員長・・・よろしいでしょうか。質疑がないようでしたら、地域福祉活動計画と地域福祉計画の

関係についてということで、この議事を終了したいと思います。ちょっと第五次の市の福祉計画の冊子も配られておりますので、また次回までの間に皆さん全体をお目通しいただき、いろいろまたご意見、今度の計画についてのご意見をいただければというふうに思います。ありがとうございます。

(3) 羽村市の地域福祉をめぐる状況と地域の抱える課題

委員長・・・それでは次に進ませていただきまして「(3) 羽村市の地域福祉をめぐる状況と地域の抱える課題」ということで、事務局から説明をお願いいたします。

事務局・・・それでは羽村市の地域をめぐる状況と地域の抱える課題につきましてご説明させていただきます。資料の5-2をご覧ください。こちらの資料につきましては、各種統計調査等のデータ、昨年度に羽村市で実施いたしました羽村市地域福祉に関するアンケート調査報告、羽村市社会福祉協議会の事業報告のデータなどを集計し、とりまとめたものでございます。1ページから16ページまでは羽村市の状況を記載しているものです。まず1ページ、2ページをご覧くださいと思います。①の人口世帯の推移ですが、総人口と年少人口、生産年齢人口は減少を続け、老年人口が増加傾向にある、年齢別構成では40代後半から50代前半、65歳以上で増加、世帯構成では単身世帯が増加しているが、全国や東京都と比較するとまだその割合は低いという結果になっております。次に3ページ、4ページの②高齢者の状況ですが、高齢化率は増加傾向にあり、一人暮らし高齢者世帯の比率は全国に比べて高い状況にあります。要介護等認定者数は増加傾向にあり年齢構成で8割以上を後期高齢者が占める状況となっております。次に5ページの③障がい者の状況ですが、障がい手帳保持者はどの種類の障がいも増加傾向となっております。6ページの④子どもの状況ですが、保育園の在籍児童数は年々増加し、入所率もここ数年は100%を超える状況が続いておりますが、幼稚園の在籍児童数は減少傾向となっております。次に7ページから16ページまでの⑤地域福祉ニーズアンケート調査結果ですが、羽村市の地域福祉に関するアンケート調査報告書の主なものを拾ったものでございます。8ページの資料11の、毎日の暮らしで感じている悩みや不安の内容は、健康面、経済面が上位を占めております。9ページの資料13では、5年前と比べて悩みや不安の相談相手は、前回調査で上位の家族、親族、友人・知人とも減少し、特にないが増加をしております。10ページの資料14の、日常生活が不自由になった時の、地域の人にしてほしいことの1位では、安否確認の声かけとなっております。11ページの資料15の、住民相互の協力関係の必要性は、必要が約65パーセント、不要が約6パーセントとなっております。必要と回答した方では、12ページの資料16の通り、5年前と比べて必要な内容は気軽に集まれる場所を作ること、行政、事業者、ボランティア・NPOと住民組織との連携が増加をしております。13ページ資料17の、行政や福祉サービスに関する情報入手先は、5年前と比べて、社会福祉協議会からや地域包括支援センターからなど、専門機関や近隣の人からの回答が増加しています。一方パンフレットなどの紙媒体からということでは減少しています。次に、14ページの資料18の、福祉サービスを充

実させていくうえでの行政と地域住民の関係では5年前と比べて、ともに取り組むべきが減少し、行政の手の届きにくい課題については住民が協力していくべきという回答と、わからないという回答が増加しています。同じページの資料19の、地域活動へ参加している方は4割弱で、15ページ資料20での、参加するための条件は、年代により異なっておりますが60代前半までは時間や収入にゆとりがあること、60から75歳になると、ともに活動する仲間や友人がいることや内容の簡単さが上位を占めております。16ページ資料21の、地域でのボランティアやNPO活動への期待度は、どちらともいえないが4割以上で最も多くなっています。17ページから26ページまでは社会福祉協議会の会員、寄付、事業の状況などのデータをまとめているものでございます。以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

委員長・・・はい、ありがとうございました。今、ご説明をいただきましたが、皆さんからご質問、ご意見はございますでしょうか。

(特になし)

委員長・・・よろしいでしょうか。特になさうでしたら、羽村市の地域福祉をめぐる状況と地域の抱える課題ということで、終了したいと思います。

(4) 地域福祉活動計画策定における市民ニーズの把握方法について

委員長・・・次に(4)に進ませさせていただいて「地域福祉活動策定における市民ニーズの把握方法について」ということで、事務局からお願いいたします。

事務局・・・地域福祉活動計画策定における市民ニーズの把握方法につきましてご説明させていただきます。資料6をご覧ください。市町村の社会福祉協議会でございますが、住民主体の原則のもとに地域での生活課題を発見、共有化し、住民や団体などとともにその問題解決を図っていくことを使命としております。このことから、様々な地域の皆様行政が相互に協力して活動するための羅針盤となる地域福祉活動計画の策定というものが重要なものとなっております。このようなことから、活動計画の策定においては地域の生活や関係団体の福祉ニーズや現状を把握しておく必要がございます。つきましては、資料に記載の方法により限られた時間、人員、予算の中で行っていきたいと考えております。まず1の個人アンケート調査でございます。市民ニーズの把握方法といたしましては一般的な手法でございまして、活動計画策定の基礎資料となるものでございます。今回の策定委員会では、市が実施いたしました地域福祉に関するアンケート調査報告書などを活用していきたいと考えております。地域福祉に関するアンケート調査報告書という冊子、お配りしている冊子なのですが、そちらの方をご覧くださいと思います。このアンケート調査報告書に記載している主なものでございますが、30ページでは悩みや不安の相談相手に関する調査が行われておりまして、社会福祉協議会の相談窓口を利用している方は全体の2.6%という結果となっております。

ます。40 ページをお開きいただきたいと思いますが、市民相互の協力関係の必要性について調査が行われており、48 ページでは行政や福祉サービスに関する情報入手先に関する調査で、社会福祉協議会は 14.9%となっております。次に、56 ページでございますが、参加している地域活動の調査では自治会、町内会での活動が 71%となっており、小地域ネットワーク活動は 3.8%となっております。59 ページでは地域活動への参加状況の調査が行われています。68 ページでございますが、相談窓口や相談機関の認知、利用状況の調査では、約 7 割の市民が社会福祉協議会を知っているとしております。79 ページでございますが、福祉に関わる制度や言葉の認知状況の調査が行われております。83 ページでございますが、今後率先して取り組むべき施策について調査が行われております。資料 6 に戻っていただきまして、この地域福祉に関するアンケート調査報告書の他、資料作成をしております障がい福祉、高齢者福祉、子ども子育て支援事業に関する計画策定時のアンケート調査なども活用できたらと考えております。次に 2 の団体アンケート調査も行っていきたいと考えておりまして、関係団体に対するアンケート調査を実施いたしまして、福祉ニーズ、福祉課題の把握をしていきたいと考えております。こちらの資料 6 の裏面にまいりまして、アンケート調査を行う対象団体でございますが、ボランティア団体、NPO 団体、登録福祉団体、福祉サービス事業者など、ここに記載の団体からアンケートにより意見聴取を実施していきたいと考えております。次に 3 のその他の意見聴取でございますが、(1) いたしまして、社会福祉協議会の理事会・評議員会におきましても様々な分野から選出されておりますので、策定経過報告などを通じて社協の内部組織の合意形成も図ってまいりたいと考えております。次に (2) の社協職員の参画も重要なものと考えておりまして、この策定委員会に提出する調査結果資料につきましては当協議会職員の総力をもってあたっていきたいと考えております。以上、説明とさせていただきます。

委員長・・・ありがとうございました。皆さん、ご質問、ご意見はいかがでしょうか。

(特になし)

委員長・・・よろしいでしょうか。では、そうしましたら、市民ニーズの把握方法ということで終了したいというふうに思います。いろいろなアンケートデータというのは、市の方もアンケートをしたり、それから社協さんの方でも情報があるわけですが、委員会の中では、そういうデータももちろん必要なのですが、皆さんが、実際に地域で活動されている現場の声といいますか、そういうふうな情報をできるだけ多く出していただくと、それとデータをマッチさせ、計画に反映できるかなと思っておりますので、是非とも皆様の現場の声を今後委員会の中で出していただければと思っております。よろしく願いいたします。

(5) 委員会の日程について

委員長・・・それでは続きまして「(5) 委員会の日程について」ということで、事務局の方からお願いいたします。

事務局・・・それでは委員会の日程につきましてご説明させていただきます。資料7をご覧ください。今後12月の答申に向けた日程でございますが、事務局で案を作成させていただきましたのでこの案を元にご検討をお願いしたいと存じます。この案でございますが、本日を含め5回の開催をお願いできたらと考えております。審議事項につきましてはここに記載の通りでございます。なお、開催時間は本日と同様の午後7時からと考えております。以上でございます。

委員長・・・日程につきましては今お話をいただきましたけれども、概ね2箇月に1回程度というかたちになっていきますがよろしいでしょうか。先ほど会長の方からも5回というようなお話がありまして、必要があれば6回でもというようなことがありましたが、できるだけ効果的に話を進めていって是非とも答申というかたちにしていきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。それでは、とりあえず次回の予定を決めたいと思っておりますが、今回はこれの中からということよろしいですか。

事務局・・・それでは次回の開催日の予定ですが、第2回の委員会の日程調整表を配りしております。資料の一番最後にあると思っておりますが、会議室の空き状況の関係上8月の24日、8月の30日、金曜日と木曜日になりますが、それと9月となってしまいますが9月の3日の月曜日、4日の火曜日のうちでご出席いただける方の多い日に決めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(調整の結果、第2回会議の日程は、平成30年8月24日(金)に決定)

9. その他

委員長・・・それでは「その他」ということで、事務局からいかがでしょうか。

事務局長・・・本日いろいろ、委員長副委員長の選任とか所掌事項とかを行いました。次回から協議に入ってくるわけなのですが、資料が、今回、当日配付ということでありまして、ここで簡単に説明はさせていただきましたが、ご質問はということでもなかなか難しいと思っておりますので、次回はなるべく事前に資料を送付させていただきます。皆様にご覧いただき、当日の審議がスムーズにいくようなかたちをとりたいと思っております。ただ、その中でもどうしても詰めていって資料が当日でなければ間に合わないというような資料も出てくるかもしれませんが、なるべく事前に届くように努力をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長・・・はい、ありがとうございました。それでは、委員の皆様の方から何かございますでしょうか。

(特になし)

委員長・・・よろしいでしょうか。それでは次回8月24日になりますけれども、それまで、今日資料をたくさん配付いただきました。皆さんの方でもお目通しいただくとありがたいと思いますし、これからいろいろなかたちで皆さんからご意見もいただくかたちになりますので、もし皆さんの方からも資料等提出の物がございましたら事務局の方には言っていただければ、事務局の方で人数分を用意していただくというかたちをお願いしたいと思いますので、是非ともよろしくお願ひしたいと思います。それではこれを持ちまして、第1回羽村市地域福祉活動計画策定委員会を終了させていただきたいと思ひます。どうもありがとうございました。